

国民健康保険

医療機関等へ支払う自己負担額を軽減

4月1日から、医療制度改革および少子化対策の一環として、国民健康保険に加入されている方が医療機関等で支払う自己負担額の軽減を図るため、給付金の支給方法が一部変更になります。

なお、いずれの制度も、世帯主が国民健康保険税を滞納している場合は、適用除外となることがあります。

70歳未満の方の入院にかかる高額療養費の支給方法が変更

70歳未満の方が入院した場合、今までは医療機関等に自己負担分を全額支払い、後から申請により限度額を超えた分が払い戻されてきました。新しい制度は、申請により交付される「国民健康保険限度額適用認定証」を医療機関に提出することで、窓口の支払い額が自己負担限度額（表1）までとなります。

なお、70歳以上の方については、すでに適用されています。

出産育児一時金の受取代理制度がスタート

「受取代理制度」は、国保加

入者が出産したとき世帯主に支給している出産一時金（35万円）を、同意を得た保険医療機関に直接支払うことで、本人は、一時金を除いた差額を医療機関に支払うものです。出産時の一時的な出費の軽減を図るこの制度を利用するには、出産予定日の1か月前から出産の日までの間に手続きが必要です。

〈問い合わせ先〉

保険年金課国民健康保険班

☎ 62-5331

交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、みんなで会費を出し合い、交通事故に遭ったとき、けがの程度に応じて見舞金を受けられる制度です。加入募集は、8月に行いますが、途中でも随時受け付けています。

なお、3月に中学を卒業した生徒は、6月から未加入となつてしまいますので、途中での加入をお勧めします。

見舞金の請求は2年以内です

交通災害共済に加入している方は、交通事故により死亡した

【表1】 自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降 ※1
一般世帯	80,100円+267,000円を超えた分の医療費の1%	44,400円
上位所得世帯 ※2	150,000円+500,000円を超えた分の医療費の1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12か月間に、1つの世帯での高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

※2 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯に属する人

申請で保険料の納付を猶予

国民年金の学生納付特例制度

20歳以上の学生は国民年金に加入し、保険料を納めなくては いけません。申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

対象者／大学（大学院）、短大、高校、専門学校、専修学校および各種学校（1年以上の修学課程）などに在学する20歳以上の学生で、本人の前年所得が118万円以下の方です。夜間部、定時制課程、通信制課程の学生も対象となります。

申請手続き／申請は毎年必要です。4月以降に、住所地の市町村の国民年金窓口で手続きしてください。申請が遅れても要件を満たしていれば年度内はさかのぼって承認されますが、障害基礎年金に関しては、申請日より前に生じた事由による障害について、障害基礎年金が受けられない場合がありますので、手続きは早めに済ませましょう。

手続に必要なもの／年金手帳または基礎年金番号の分かるもの・学生であることを証明する書類（在学証明書または学生証のコピー）・印鑑

国民年金の保険料が変わります

平成19年度保険料の納付額

(単位: 円)

	1か月	6か月	1年
定額保険料	14,100	84,600	169,200
現金支払前納額	—	83,910	166,200
割引額	—	690	3,000
口座振替前納額	14,050	83,640	165,650
割引額	50	960	3,550

※前納の場合割引があります

〈問い合わせ先〉

保険年金課年金班

☎ 62-5332